令和4年度 第1回 堺市男女平等推進審議会(第45回)会議録

会議名称:令和4年度 第1回 堺市男女平等推進審議会 (第45回)

開催日時:令和4年10月31日(月)14時00分~15時50分

開催場所: 堺市役所高層館20階第一特別会議室1

出席者:

審議会委員(敬称略):

- ·養父知美(養父委員、養父会長)
- ・池辺真紀(池辺委員)・大島幸恵(大島委員)・大東貢生(大東委員)
- ・加藤伊都子(加藤委員)・桜井一宇委員(桜井委員)・中田理惠子委員(中田委員)
- ・内藤葉子(内藤委員)・中谷喜大(中谷委員)・林英男(林委員)

事務局:

【男女共同参画推進部】

·藤川男女共同参画推進部長 (藤川部長)

【男女共同参画推進課】

- ・藤井課長 (藤井課長) ・濱参事 (女性活躍推進担当) (濱参事)
- ・山本課長補佐(山本課長補佐)・三田主幹(女性活躍推進担当) (三田主幹)
- •安澤(安澤職員)

(子ども青少年局)

【子ども家庭課】

·中原課長(中原課長) · 辻内(辻内職員)

理事者:

- · 香山人事部長(香山部長) · 東口健康部理事(東口部理事)
- ·太田学校教育部理事(太田部理事)
- ※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

○三田主幹 定刻14時になりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、第45回堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、男女共同参画推進部長の藤川から、御挨拶させていただきます。

○藤川部長 堺市市民人権局男女共同参画推進部長の藤川と申します。よろしくお願いいたします。審議会開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

改めまして、本日はお忙しい中、堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、今期の堺市男女平等推進審議会委員に御就任いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本日は、「第4期さかい男女共同参画プラン(改定)」及び「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(DV防止基本計画)」の令和3年度の事業実施状況について御審議いただきます。

皆様には、本市の男女共同参画施策につきまして、市民ニーズを真摯に受け止め、課題を克服しながら男女平等社会の実現に向けた一層の推進を図っていくため、活発な御意見を頂戴できればと思っております。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○三田主幹 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました資料1から資料3につきまして、本日御持参でない方がおられましたら、予備の分を御準備しております。大丈夫でしょうか。

次に、机上の資料の御確認をお願いいたします。本日の次第、委員名簿、関係法令の抜粋、本市の4期プランに係る資料およびDV防止基本計画に係る資料一式をファイルにまとめてございます。過不足はございませんでしょうか。

では、次に、次第 2、新委員の紹介をさせていただきます。委員名簿を御覧ください。 委員名簿の順にお名前を御紹介いたしますので、その場で御起立をお願いいたします。まず、池辺真紀様。

- ○池辺委員 よろしくお願いします。
- 〇三田主幹 次、大島幸恵様。
- ○大島委員 大島です。よろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 大東貢生様。
- ○大東委員 大東です。よろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 加藤伊都子様。
- ○加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。
- 〇三田主幹 桜井一宇様。
- ○桜井委員 桜井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 内藤葉子様。

- ○内藤委員 よろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 中田理恵子様。
- ○中田委員 中田です。よろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 中谷喜大様。
- ○中谷委員 中谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 林英男様。
- ○林委員 よろしくお願いいたします。
- 〇三田主幹 養父知美様。
- ○養父委員 養父です。よろしくお願いします。
- 〇三田主幹 以上10名の委員で、任期は令和4年10月1日から令和6年9月30日 までの2年間になります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次第に沿いまして、次に第3の会長の互選を行っていただきたいと思います。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第3条第1項に、審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるとなっております。どなたか御推薦はございませんでしょうか。桜井委員先生。

- 〇桜井委員 養父知美先生を推薦します。
- ○三田主幹 ありがとうございます。今、養父委員の御推薦がありましたけれども、皆様よろしいでしょうか。

養父委員、申し訳ございません。会長席に御移動をお願いいたします。

では、会長御就任に当たりまして、養父会長から一言御挨拶をお願いいたします。

- ○養父会長 ただいま御推薦いただき、会長を引き受けさせていただきます弁護士の養父です。前任期に引き続きということになります。いろいろ前期は最初で不慣れなところもたくさんあって、まだまだ慣れたとは言い難いところもありますが、一生懸命務めさせていただきますので、御協力のほど、御助力のほどよろしくお願いいたします。
- ○三田主幹では、養父会長にこの後は進めていただきたいと思います。
- ○養父会長 それでは、職務の代理の指名ですよね。
- ○三田主幹 はい、職務代理の指名になります。
- ○養父会長 会長が指名するということですので、内藤さんにぜひお願いしたいと思う のですが、よろしいでしょうか。
- ○三田主幹 内藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

- ○内藤委員 はい、分かりました。
- ○養父会長 それでは今期は私と内藤さんとで進めさせていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、審議に入っていきたいと思います。

案件1、第4期さかい男女共同参画プラン(改定)、令和3年度事業実施(進捗)状況報告(案)について、事務局から説明をお願いします。

その後、皆様から御意見とか御質問をお受けします。事務局、よろしくお願いします。 〇安澤職員 それでは、案件1の第4期さかい男女共同参画プラン(改定)に係る令和 3年度事業実施(進捗)状況報告(案)について御説明いたします。

該当の資料は資料1です。ファイル資料の中に、第4期さかい男女共同参画プラン(改定)がございますが、こちらに掲載しております約190の事業につきまして、毎年前年度の進捗状況や今後の方向性等を取りまとめ、御報告しております。

まず、1ページと2ページ目は、本計画の概念図、計画期間、体系図等です。

続きまして、4ページには、5ページ以降のデータから見られる堺市の特徴をまとめた ものを記載しております。主なデータを抜粋して見ていきたいと思います。その際に、ファイル資料の第4期さかい男女共同参画プランの改定の冊子の81ページと82ページの 成果指標一覧を参照しながら御説明いたしますので、併せて御覧ください。

それでは、御説明をさせていただきます。冊子の82ページの成果指標一覧の下から3つ目の、市の審議会等委員の女性比率を令和3年度までに40%以上60%以下にするという目標です。堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例では、審議会等の委員構成について、男女いずれか一方の数が総数の40%未満とならないよう努める旨を規定していることからも、プランの重点項目の1つとして設定しております。

報告書(案)の資料1の8ページを御覧ください。こちらの8ページの上のグラフを見ますと、市の審議会等委員の女性比率は、令和4年度4月1日現在、43.2%となっています。

次の9ページは、それぞれの審議会等における女性委員の割合です。令和4年4月1日 現在、委員を委嘱している審議会は80あり、そのうち女性委員の割合が40%以上の審 議会は57で、7割を超えています。しかし、残りの23の審議会は40%未満となって おります。委員選任時に女性委員の割合が40%に達しないおそれがある場合は、当課と 事前協議を行い、女性委員を増やす方法について所管課と一緒に取り組んでいるところで す。男女平等社会の実現を目指す本市におきましては、市の政策方針決定過程に女性の参画を進めることは急務でありますので、引き続き事前協議を徹底し、女性委員の積極的な登用に努めてまいります。

それでは、次に進みます。先ほどの冊子の82ページの成果指標一覧の下から2つ目の、市の管理職の女性比率は15%を令和3年度の目標値として設定しております。また、その下の市教職員管理職の女性比率は25%を目標値として設定しております。では、資料1の11ページを御覧ください。⑤の堺市の女性職員の状況ですが、管理職の女性比率につきましては、グラフの三角印の令和4年4月1日現在、18.8%となっています。

続いて、12ページ、⑥、市立学校園の女性教職員の状況ですが、管理職の女性比率につきましては、令和4年5月1日現在、グラフ三角印の25.2%です。

続いて、13ページを御覧ください。⑦の女性公務員の管理職の登用状況について、各政令市との比較を見ますと、令和3年4月1日現在では、20政令市中、本市は9位となっております。

14ページからは、社会環境に関するデータです。それでは、冊子の81ページを御覧ください。こちら成果指標の一覧の上から3つ目、市の男性職員育児休業取得率は、本プランのもう一つの重点項目であり、令和3年度の目標値を13%に設定しております。それでは、資料1の17ページを御覧ください。こちらは育児休業の取得率となっております。⑤は全国、⑥堺市職員のデータです。⑥の市職員の育児休業取得率のうち、男性職員の育児休業取得率は令和3年度で35.1%であり、18ページの上には、育児休業取得期間の推移を掲載しております。次に、こども園入所に関するデータです。⑧、認定こども園等利用申込み数の推移を御覧ください。幼保連携型認定こども園や保育所、小規模保育事業の新設、また幼稚園の認定こども園の移行や既存施設の増改築などによる受入れ枠の拡大を図り、その結果、令和3年度に引き続き、令和4年4月1日時点での待機児童数はゼロ人となりました。

続きまして、19ページ、9の女性相談件数及びDV相談等に関する内訳について、下の表を御覧ください。過去より、夫等の暴力に関するものは、全相談件数の半分以上を占めており、令和3年度については64.7%を占めています。

21ページからは市民意識等の状況です。令和2年7月に実施した堺市男女平等参画に 関する市民意識実態調査のデータを掲載しております。

簡単ではございますが、以上が第1部の説明となります。

続きまして、26ページからは第2部として、施策体系や成果指標及び令和3年度事業の実施状況報告の総括を掲載しております。

では、30ページの総括を見ていきます。各所管課の自己評価については、A、予定以上の取組を実施できたが20.7%、B、予定どおりの取組を実施できたが75.5%、C、予定していた取組の一部を実施できなかったが1.6%となっており、ほとんどの事業で予定どおりもしくは予定以上の取組を実施できています。また、評価のバーについては、新型コロナウイルス感染症の予定していた事業や代わりの事業や取組が実施できず、評価することができないことを表しています。

31ページからは5つの基本課題ごとに、主な取組内容と各所管課の自己評価の集計をまとめております。

では、37ページからは各所管課で取り組んだ事業の活動指標一覧を、45ページからは各事業の具体的な実績について掲載しています。再掲事業も含めますと、187事業の調書を掲載しています。事業ごとに令和3年度の取組内容、指標、自己評価、評価の理由及び今後の方向性、改善点等を記載しています。

それでは、評価Aの主な取組について御紹介いたします。 5 4ページを御覧ください。 5 4ページの上から 3 つ目のナンバー 3 7を御覧ください。保育所等利用待機児童数についてです。令和 3 年度に待機児童数ゼロを達成しており、待機児童数ゼロ人を維持するために、認定こども園や保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業を新設しました。また、既存施設の増改築や私立幼稚園等から認定こども園等への移行を行い、受入れ枠の拡大を行いました。これからも、引き続き待機児童数ゼロ人を維持できるように、既存施設等の活用を行っていきます。

続きまして、63ページを御覧ください。63ページの一番上のナンバー69、障害者 虐待防止相談窓口への通報事案の終結率です。障害者虐待防止の相談窓口を24時間開設 しており、被虐待者が女性の場合は、各区の女性相談員と連携する等の各関係機関との連 携を行い支援を続けた結果、新規通報のうち96%が対応を終結することができました。 これからも通報のあった個別事例につきましては、庁内外の関係機関との連携を図りなが ら対応していきます。また、障害者虐待防止法の普及啓発、虐待防止研修等も引き続き行 っていきます。

最後に、85ページを御覧ください。85ページの一番下のナンバー159、街頭防犯カメラ設置台数です。地域で発生する犯罪や事故の防止を目的として、設置する防犯カメ

ラの設置費用の一部を補助することで、街頭防犯カメラの設置を推進し、地域全体の防犯意識の醸成を図るものです。令和3年度時点で950台のカメラを設置することを目標としております。令和2年度時点で909台のため、目標を達成するためには令和3年度中に41台を設置する必要があるところを、予定を超える69台を設置することができました。今後も、警察や地域団体等と連携協働をしながら、防犯カメラの整備を戦略的に整備していきます。

各事業とも、今後の目標達成に向け、取組を推進してまいります。以上が、案件1、第4期さかい男女共同参画プランに係る令和3年度事業実施報告、進捗状況報告の案の説明となります。

- ○養父会長 御説明ありがとうございます。
 - それでは、委員の皆様、御質問、それから御意見等がありましたらお出しください。
- ○桜井委員 いいですか。
- ○養父会長 桜井さん。
- ○桜井委員 令和2年度から男性育休がぐっと上がっているんですけど、何か堺市さんのほうの要因がありますか。令和1年が13.8%。それも平均よりは高いんですが、約3倍近くまで上がった。17ページです。
- ○三田主幹 では、人事部長からお答えいたします。
- ○香山部長 人事部長の香山と申します。よろしくお願いいたします。

いろいろな取組を行っておりますけれども、主なものといたしまして、まず、管理職の人事評価におきまして、職員の育児休暇の取得促進に係る取組について評価項目、令和2年度から設定しております。また、管理職のマネジメントチェックシステムにおきまして、こちらも育休取得促進に係る取組の評価項目を令和3年度から設定しております。令和4年度からは、所属長と子を出生する予定の職員が面談をする制度があるんですけれども、これは義務化しまして、より計画的な育休の取得等々を面談できるという制度を義務づけたというようなところもございます。そういった取組が、功を奏してきたのかなと分析はしております。育児休業ではないんですけれども、今年度は、特により男性が育児参加しやすいような環境整備というのを整えるという意味で、1歳に満たない子を育児する職員につきましては、勤務時間を1日単位で、30分単位で少しずらせるといいますか、時差出勤の拡大版みたいな形の制度を10月1日から設けるなどして、育休ではないんですけれども、そういった育児に参加しやすい環境整備にも努めておるところでございます。以

上でございます。

- ○桜井委員 何かあれですか。その取組とかは堺市さんのホームページ等で出してると か。
- ○香山部長 そうですね。恐らく報道提供等はさせていただいてると思いますので、その部分は、報道提供の部分としては載っておるかなと思います。
- ○桜井委員 分かりました。目標数から見ても、国の基準以上に取られてるので、引き続き、また進めていっていただけたらと思います。ちょうど企業がこの4月から制度が変わってきまして、すごく動き始めてるんです、正直。真剣に取り組んでるところもすごく育休取得率上がってるんですが、どうしても逆に格差が出てきてるというのが現状かなとは思っていますので、ぜひ行政さんからも進めていっていただけたらと思います。
- ○養父会長 あわせて、取得率もそうですけども、やっぱり前に比べたら7日未満よりも7日以上、大体一月ぐらい取りはる人が増えてきてるっていうことなのかなと思いますけれども、期間もできたら、せめて一月ぐらいは取っていただいても、できればもう少し。あと、長期取ろうと思うと、人員の問題が結局大きいというか、休んだ人がいて、その後の人員を補充する手配っていうのかな、それがされないと、結局は周りの人にしわ寄せがいってきてしまって、そうすると、周りの人にしわ寄せを与えるのがやっぱりちょっと不本意なんで取れないとか、あるいは戻ってきたときに何となくちょっといづらいというか、申し訳なさが来るとかっていうようなこととかも出てきたりするので、あと、本市の中で欠員が補充できなかったために、ほかの職員の方にしわ寄せが寄って、それが回り回って何か不祥事につながったとかっていうケースもちょっと耳にしたりもしてるので、そういうことになったりとかはもうしないように、ぜひ休めるような体制、余裕のある人員配置とか、あるいは休んだときに産休、育休補充員みたいな人を手配するとか、そういった取組も併せてやっていただけたらなと思います。
- ○桜井委員 何かそこの補充とかのやり方いうのはされてるんですか。
- ○香山部長 そうですね。育休代替の方に対して、期限のない方を代替職員として採用するというのは、なかなかそこは難しいところではあるんですけれども、そこの部分についてもある程度の職員は確保しながらも、例えば任期つきの代替職員でありますとか、会計年度任用職員などのいろいろな、多様な任用形態を活用することで、そのような対応を進めておるところではございます。
- ○養父会長 よろしくお願いします。

ほかに何か御意見とか御質問とか。

中田さん。

- ○中田委員 基本課題2のところの、ページ数でいいますと27、28になるんですけれども、全ての人が安心して暮らせる環境の整備の項目の1から4上げられているんですが、この右側の28ページのところを見ますと、ここで女性に対する暴力の根絶であるとか、子供の虐待の防止であるとか、生涯にわたる健康支援には触れられているようには思うんですけれども、3番目の自立と安定した生活を送るための支援っていうのは、どの項目に該当するのかっていうのが、そこがちょっと上げられていないのはなぜかなと。機械的ではありますが、後の項目を見ていくといろんなサポートはあるんですけれども、この項目だけを見ると、ここの表だけを見ると、それが抜け落ちてるんではないかなというのが気になりました。
- ○養父会長 そこはいかがでしょうか。
- ○藤井課長 今おっしゃってますのは27ページの部分で、28ページの成果指標に無いということでよろしかったでしょうか。
- ○中田委員 はい、そうです。
- ○藤井課長 基本課題で、ある程度絞った形で成果指標を作らせていただいてるんですが、ただし、後ろに各施策ごとに事業がありまして、それが施策ごとにさらに目標がありますので、全くないというわけではないんですけども、重点施策としては上がってはないんですけども、事業としてはやってまして、目標としても上げてるというような形は取っております。
- ○中田委員 できればここに、その中でも特記するべきもの、成果の上がってるものと かっていうのをぜひ掲載していただいたほうが見やすいし分かりやすい。
- ○藤井課長 また検討させていただきます。
- ○中田委員 後で読んでいくと、細かく見ると、就労支援であるとか、それから生活困難を抱えている人への支援などとかっていうのは、なされてることは非常によく分かるんですけども、そこら辺がちょっと出ていないというのは、逆にもったいないというか、もっとアピールするべきではないかと思ったりもしました。
- ○藤井課長 分かりました。また検討させていただきたいと思います。
- ○養父会長 ほかに。内藤さん。
- ○内藤委員 18ページの認定こども園の利用申込み数の推移のところで、待機児童数

がこの2年間ゼロになっているということで、かなり成果が出されているとお伺いいたしました。これは実際どういう感じでゼロになっているのかをもう少しお伺いしたいと思います。受入れ枠を拡大して、認定こども園の施設を増やしたという説明だったのですが、待機児童数は、現在は国でもかなり少なくなってきてはいるのですが、一番・・・1歳児を抱えている層が、待機児童にカウントされてしまうということだったと思うんですね。 0歳、1歳、2歳という幼稚園で吸収できない層に対して、受入れ枠を拡大したのか、どういう状況で受入れ枠を拡大して待機児童数がゼロになったのか、説明をいただければと思います。

- ○藤井課長 今、18ページのグラフの下のところに説明は入れてるんですけども、認 定こども園の移行であるとか、認定こども園の新設、それから小規模保育事業の新設など によって、受入れを拡大して取組を行ってきたと聞いております。
- 〇内藤委員 0、1、2歳とか、その辺りの層への受け入れ枠を増やしているということですか。
- ○藤井課長 それも含めて受入れ枠を拡大したということです。
- ○内藤委員 なるほどね。分かりました。
- ○養父会長 ほかに何か。加藤さん。
- ○加藤委員 ワーク・ライフ・バランスの基本課題1のとこなんですけども、こども園の待機はなくなったと。放課後における児童の活動の場の提供というのは、これは今までの学童以外に何かあれしたっていうことでしょうか。31ページです。
- ○藤井課長 これにつきましては基本的に今までどおりの活動で、学童保育であるとか、 保育であるとかっていうことで、子供たちを受け入れてるような形だと聞いております。
- ○加藤委員 じゃあ、特に何か別なことがというんではないですね。今までののびのび、 そのまま。
- ○藤井課長 そうですね。
- ○加藤委員 はい、分かりました。
- ○養父会長 はい。
- ○桜井委員 ちなみに、学童保育は待機児童はない状態。ここと違うのかな。
- ○加藤委員 私もそれも。
- ○藤井課長 こちらの54ページのナンバー38を見ていただけますでしょうか。こちらが放課後における児童の健全育成というところで、これが放課後保育の待機児童数にな

るんですけども、実績としてはゼロということになっております。

- ○桜井委員 評価はBなんですね。
- ○藤井課長 そうですね。ずっとゼロが続いてますんで、ゼロ以上はないんですけど、 結局自己評価なんで、おっしゃるとおりAをつけていただきたいところなんですが、ずっ とBということです。
- ○桜井委員 そうですね。
- ○養父会長 ほかに。どうぞ。
- ○大東委員 よろしいですか。28ページのところで、先ほどの市の男性職員の育児休業の取得率が非常に上がっているというようなところが、非常にすばらしいなって思うんですが、その一方で、下にある指標、要するに、男性の家事に関わる平均時間や6歳未満の子供を持つ男性の育児に関わる平均時間というのは、ちょっと調査の仕方が変わってるのが、前回のときと比べて、今回のときのやり方が変わってるっていうことがあって、単純比較は難しいというようなことなんですけれども、何となく策定時、要するに5年前と今回とで、そんなに数値的には変わってないのかなって印象っていうのがあります。

とすると、男性の育休っていうのを進めるっていうのは非常にすばらしいと思うんですけど、育休以外のところで、男性が家事とか育児とかをやってんのかっていうふうに言われると、何かどうなのかって状況になってるんじゃないかなと思うんですよね。この上のほうは市の職員さんなんで、下のほうは市民さんというような形になってるので、そこはもう違うっていうようなことがあるんですけども、例えば市の男性職員さんの中で育休を取った男性が、それからあと、積極的に家事や育児っていうものに関わるようになったのかどうかっていうところについては、いかがでしょうかね。

- ○藤井課長 申し訳ありません。ちょっとそこのデータは取っておりませんので、何と も言えないところがあります。
- ○大東委員 データは取ってなくても、例えば、いや、もう何か今日はちょっと子供の ために早く帰りますとかっていうふうなことっていうこととかは、起こり得ると思うんで すけどね。
- ○藤井課長 そうですね。
- ○大東委員 その辺りのところを。
- ○藤井課長 なかなか数値的に表すことが難しいので、何とも申しようがないんですけれども、もちろん育休等を取った中で、意識というのは確実に変わってきてますし、それ

が広がってきてますので、そういった職場環境というのはもちろん醸成されていってるのかなと思います。また、育休期間だけということではなくて、その後についても、そういうような状況にはなっておるんではないかなと、推測でしかちょっと申し上げられないところがあれなんですけれども。

○大東委員 いや、調査されてないというところで、実際には分からないっていうようなことがあるかというようなもんですけども、ただ、このデータだけ見てると、何か育休期間だけ頑張って、それ以外のところはあんまり頑張ってないって状況っていうのが見受けられるので、もう少し育休を取るっていうようなことも重要ですけども、それ以外のところでも、ちょっと男性が家事や育児っていうふうなものを行えるような職場環境というふうなものの推進っていうのを、これ市役所だけじゃなくて、全市的にちょっとやっていただいたほうがいいのではないかな。要するに、5年前とあんまり変わってないというようなことなのでというようなところで、ちょっと意見を言わせていただきました。もちろん、それは育休っていうのを中心にして、育休推進するんだけども、育休取った期間だけじゃなくて、その後もやってくださいよという意味も含めて男性育休の広報っていうふうなのをちょっとやっていただけたらいいんじゃないかなって思いました。以上です。

○養父会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問、御意見もぜひ。どうぞ。

○大島委員 ちょっといいですか。初めてこちらにお伺いして、資料もたくさんあって全てに目を通せてるわけではないので、ちょっと1個気になったことがありまして、そのことなんですが、21ページに市民意識等の調査ということで、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという、この考え方について、平成27年度にも調査をして、令和2年にも調査をして、この文言っていうのは今後もまた、例えばこれでいくと、次のものをつくるために令和6年とかにもまた調査をするんですかね、経年の結果を見るために。

○藤井課長 そうですね。一応この文言、今のところはこの文言のままでとは思ってる んですけども。

○大島委員 そうなんですね。私、仕事で小学生とか中学生の子供に関わることがたく さんあるんですけど、ある小学生の子が、先生、うちのお母さんずっと家にいてないねん、 でも、何々ちゃんのお母さんはずっと家にいてるねん、何でって聞かれたことがあって、 今の子供たちの意識の中では、もうお母さんが外で働くっていうのが当たり前になってき ていて、この調査って多分ですけど、こんな言い方したらあれですけど、何年か続けてい くと、もう自然にこういった教育を受けた世代の方が減っていくので、もう自然に減って いくのかなって思ったんですね。それで、あえて意識調査のためにこの文言を使うってい うのが、ちょっと私が個人的に引っかかってしまって、今のこの時代、子供たちのそうい う状況を見てると、どうなのかなって。あえてこの文言で、今回、第5期の表紙には、そ ういう文言入ってないですけど、4期のときには、もう表紙の初めのところにもうたって はったみたいなので、これをあえて使うことが、逆にそういう意識づけを何か表面化する というか、そういうことにならないかなっていうのが、とても引っかかったんですけど。

- ○藤井課長 この文言というのは、その地域のジェンダー意識を求める一番ポピュラーな聞き方になってまして。
- ○大島委員 そういうことですか。
- ○藤井課長 実は国も各都道府県もほぼ全ての市町村も全く同じ指標を使ってるんです。
- ○大島委員 使ってるんですか。
- ○藤井課長 ただ、今のところ、また5年後これを使うかどうかと言われると、基本的には使っていくかもしれないんですけど、ただ、いろんな市民意識実態調査の項目の中も、どんどん時代に応じて聞き方はやっぱり変わっていってるんですね。ひょっとしたら、5年後、こんな聞き方はせずに、全国的にもまた別の聞き方、別の言い方をしてるかもしれないので、それを時代時代に合わせてまた検討していきたいと思っております。
- ○大島委員 分かりました、ありがとうございました。多分、そしたら、ほかにもこういう意識を逆に高めるためにはどうなのか、逆にそういった言葉を使わないとやっぱり意識できないということもあると思うので、今の説明で分かりました。ありがとうございます。
- ○養父会長 大変貴重なというか、私も言われてみて、そうかなとかいうのも思いました。ほかに御意見とかありませんか。なかったら次に進めさせていただいて。どうぞ。
- ○大東委員 よろしいですか。先ほど伺ったらよかったのかもしれませんけど。ページの82、83ページのところ、どの項目がっていうのではないんですけれども、ちょっと82ページ、83ページのところに書いてあるところをちょっと例にさせていただきたいんですけども、148のところで、コミュニティ・スクールの推進ということが書かれています。149のところで、まちづくりの推進っていうふうなことで書かれてて、確かに評価としてはB、要するに事業としてはされたんだっていうのが分かるんですけれども、ただ、この項目が地域における男女共同参画の推進というのにどの程度効果があったのかっていうふうな点に関しては、ちょっとどうなのかなっていうふうに思うのですけども、

何か事務局で把握されてるっていうようなことはありますでしょうか。例えば149ですと、観光協会や地域の観光業者と連携して、おもてなしの環境づくりの推進を行ったっていうようなことなんですけど、それは男女共同参画の視点というふうなところでいうと、どういうふうにされたのかってところが、この進捗状況票ではちょっとよく分からないっていうところがありますので、その点、何かちょっと情報がありましたらっていうことなんです。148のところも、確かにコミュニティ・スクールでコーディネーターっていうようなことを推進したとか書かれてるんですけど、それは一体男女共同参画とどう関わっているのかっていうふうなところについては、どうなのかなって思ったっていうようなところなんですね。

この何か地域における男女共同参画の推進のところの項目で、担当課で非常に事業を推進するというのでBがついてるというふうな形でまとめられてるんですけど、ただ、それが一体男女共同参画の視点からどうだったのかってところに関して、何かとても見えにくいような書き方になってるっていうようなところがありますので、これはひょっとしたら所管課にもう1回聞いてもらわないと分からないっていうことになるかもしれませんけれども、次回、例えば進捗状況をまとめるときには、その男女共同参画の視点から見て、その事業っていうふうなのはどういうふうに効果があったのか、なかったのかっていうのも併せて聞いていただけると、より状況報告としては効果的なものになるんじゃないかなって思いました。以上です。

○藤井課長 こちらのところは、男女ともに地域活動に参加するというちょっと意図がありまして、ただ、それがそうは言うものの、それがこの進捗の実績報告ではなかなか読み取りづらいなというとこは確かにあるかと思います。御意見伺わせていただきまして、以後ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○太田部理事 学校教育部です。主に148番のコミュニティ・スクールに関わるようなところのところで、対象者のコーディネーターの登録者数のところでも明らかに女性の数が多くなっているということ。それから、ここには示してはおりませんけれども、学校協議員さん、こちらを選出していただくときに、随分昔には協議員さんは役職、地域からの何々委員をやってるとか、会長さんやってるとか、そういうふうな示しで入ってきているような例が多くて、どちらかというと、協議員さんの男女比率も大きく男性に傾いてたというようなところがございます。先ほど事務局からも申し上げたように、何かこういう取組をしていくときに、どちらかといえば、もう今までのような男性がそもそも基本にな

ってしまうような、そういうふうな発想からやっぱり全ての方が平等に意見を述べて、いろんな観点から意見を言っていただくと。特に学校教育なんかの場合ですと、やっぱりそういう観点の多様性っていうのが、ひいてはうちも今取り組んでますけども、いろんな多様性の尊重っていうことにつながるのかなと。事業内容と直接これが結びつかないという点では、この指標の在り方また検討せなあかんのかなとは思いますけれども、一定以上やはりこちらもコーディネーターの養成講座やっていったり、あるいは協議員さんを決めてくださいのお願いをするときにも、そこのところは学校園に対して強く働きかけているところですので、そういう意味では、Bとさせていただいてますけれども、本当にその中身というのと合うかどうか。ただし、この中身は学校園によってそれぞれがコミュニティーつくって、それこそやってますので、A校とB校と比べてどうこうということもなかなか言いにくいところではありますけれども、今の御指摘はやっぱり考えるに値することかなと思いますので、示し方についてまたちょっと検討、149番についてはまた相談して決めてまいりたいと思います。

- ○大東委員 すみません、重ねてよろしいですか。
- ○養父会長 はい。
- ○大東委員 学校運営協議会の委員さんの男女比率っていうふうなのは把握はされてますか。要するに、それはもう学校ごとに選考するというふうな形になってるかなと思いますけども、いかがでしょうか。
- ○太田部理事 そうですね。今、正確な数字とかは持ってないですけど、できるだけ 半々、半数以上に、できたら多くっていうふうにやってますので、学校園によっては6対 4で女性が多いとか、そういうふうなことも今出てきてるのが現状かなと思ってます。
- ○大東委員 ありがとうございます。
- ○太田部理事 協議員さんの委嘱状を渡すときに、申し訳ないんですけども、生物学的な性というのは書いていただくようになってますので、戸籍上の性は書いていただいてますので、それによると女性比率、随分高いというふうには考えております。
- ○大東委員 実際に学校運営協議会がどういうふうな形で運営されてるのかっていうようなところも、まずは女性比率を高めるっていうようなところと、もう一つは、高まったのであれば、そこの中で、でもやっぱり何か男性がリードしてるとかっていうふうな地域の特性からいうと、何か男性がリードするっていうふうな状況っていうのも、その地域ごとに何かあるかなと思いますので、一定以上の比率になったっていうようなところであれ

ば、それからさらにどういうふうに女性の意見っていうふうなものが、そこの中で表現で きるっていうふうなことができるようになれば、よりすばらしいかなって思いました。

○太田部理事 ありがとうございます。そちらも評価の理由、今後の方向性のとこで書かせていただいてるように、参加しやすい日程というようなところも各学校園で工夫していただいてるところです。これもこれから解決していくべき、男女共同参画社会の在り方にとっては、ある意味逆行してる部分っていうのはあるかもしれませんけども、家を出やすい、そういうふうなことも配慮はしているというようなところかと思います。もちろん全ての人にとって、全員が参加しやすい日、日程があるっていうのはなかなか難しいですけれども、夜必ずやってますとか、夜中に近くまでやってますとか、そういうことっていうのはできるだけ学校園も配慮して、避けていただいてますので。そういったところもつつの、女性の意見が反映しやすいようになるようにという。これからまだまだ解決せなあかん課題がいっぱいありますけど、取り組んでまいります。

○養父会長 中田さん。

○中田委員 大丈夫ですか。9ページのところの、先ほどからお話ずっと出てきてます 審議会の委員の女性の比率なんですけども、例えば左側の下から10、堺市防災会議って いうのは、これは何か今までのやり方と変えてっていうことで、すごく女性の委員さんが 増えられたっていうことをお聞きしてます。翻って、右側の30%未満のところ、これか らは事前の御相談とかっていうことでお書きになっているんですけれども、具体的に増や していくための手だてというか、何かそういうのはお持ちなのかっていうのが1つと、そ れからページ数でいいますと、34ページ、地域における男女共同参画の推進のところの、 男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安全・安心まちづくりの項 目で、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルを用いて、各校区で自主的な 防災組織が主体となって防災訓練をしたっていうことで書かれてるんですけど、具体に、 もし内容的にどんなことをやってたのかなというのが分かれば教えていただきたいという のが1つと、もう続けて言っちゃいますね。

これ誤植じゃないかなと勝手に思ってるんですけど、ページでいいますと、49ページになるんでしょうか。ダイバーシティーオンラインセミナーの項目のところの、一番右側です。今後の方向性のところで、5行目、女性、障害者、外国人材、これ「材」が要るんですか。女性、障害者、外国人、高齢者などを対象とした各事業を実施していくではないのかなと。それは下の同じ17の項目のところにも、同じような、そこのちょっと意味が

分からなかったのと、ついでにもう1個。

66ページの83、基本的課題の2のところなんですけども、生活困窮者への就労支援、 非常にいろいろと取り組んでいただいてると思うんですけども、何かその数値が全く、傍 線であるということは何の予算もついてないのかな、できたのかなと。実際その生活保護 受給者及び困窮者の対象者の人数はこれだけですっていう内訳があって、そしたらその人 たちにいろんな働きかけをして、結論、その人たちが就労に結びついたのかどうかってい うのは、今日ここにいらっしゃる行政の担当の方にはその課の方いらっしゃらないので、 お答えいただけないかもしれないんですけれども、何か結果としてどうなったのかってい うのを知りたいなと思いました。以上です。

- ○養父会長 幾つかあるみたいですけど。
- ○藤井課長 まず、審議会のところをちょっと御説明させていただきます。8ページを御覧になっていただけますでしょうか。8ページに審議会の女性比率の推移がありまして、令和4年度4月1日現在で43.2%ということで、かなり数字としては上がってるんですね。実は、取組としては今までもずっと審議会の女性比率が40%を超えないであろうというところには、事前に担当者を呼んでこちらで事前協議をさせて、いろいろ提案をさせていただいたりしてたんですけども、昨年度かなり強化をしまして、委員の見直しであるとか選定方法の見直しもそうですし、今日我々のこの審議会も全て外部の方で、男性、女性比較的バランスよく入ってるんですけども、審議会によったら市の職員が入ってる審議会もありまして、市の職員ですら男性ばっかりというところもあるんです。少なくともそこはまず見直せるでしょっていうことで、見直しを必ずしてもらってます。それと、もう一つ、いろいろ見直しを相談していく中で、やっぱりどうしても見直しが難しいというところには、それぞれの課の担当副市長に意向確認をしていただいて、担当副市長の指示に従うということで、かなりそこも強力にやっていく中で、比率が上がっていったということになります。
- ○山本課長補佐 先ほど御意見ありました防災のところなんですけれども、84ページのナンバー156のところに、危機管理課が書かせていただいている取組になります。こちらなんですけど、各校区で実施するものになりますので、区の危機管理担当課が各校区の状況を把握してる状況になってまして、こちらでちょっと今、現時点では把握できておりませんので、また御報告させていただけたらと思います。
- ○中田委員 例えば災害のとき一番問題になるのが、プライバシーが侵害されたり、女

性の着替えだとかトイレだとか、そこで性犯罪が起こったりっていうことを町内会で想定して訓練するのは難しいと思うんですけど、そういう意識を日頃から町内会の方たちが持てるような訓練しておかないと、いざというときにはできないと思うんですよね。そこら辺のことをちょっと知りたかったんで、実際どんなことをしてんのかなというのを聞きたかったんです。

- ○山本課長補佐 また、改めて御報告させていただければと思います。お願いします。
- ○中田委員 お願いします。
- ○藤井課長 それと、49ページの16番、17番の外国人材、確かに不自然かなと思います。またちょっと担当課に確認させていただいて、修正すべきは修正させていただきたいと思います。

ちょっとお待ちください。一応こちらの、66ページの83番ですかね。生活困窮者に対する就労支援になります。実績としましたら、こちらに総数1,329人、女性、男性の数が書いてあるので、事業としては行っておりまして、実績も上がってるんですけども、要は数値目標を立てて、なかなか立てるのが難しいということで、目標が立ててないんだと思うんです。事業としてはやっていて、しっかり予算もついてるはずなので。

- ○中田委員 何でスラッシュが入ってるのか、そこら辺がちょっとよく分からない。
- ○藤井課長 数値目標が立てれないのでということだと思います。
- ○中田委員 目標ができてない。
- ○藤井課長 目標がなかなか立てづらい部分があるというところで。増やすのが目標っていうの、なかなか難しいかなとも思うので。そこで、多分担当課で目標が立てづらかったので、ここはずっとスラッシュになってるんですが、その年その年の実績については、 左側のところで数字を表しているということになるかと思います。
- ○中田委員 これは対象者数ですよね。
- ○藤井課長 はい。
- ○中田委員 実際にこの方々のうち何人かが就職できてたら、それが数値として上がってくるはずなのに、書かれてないということは、いろいろされたけども結論駄目だったのかなと読み取ることもできますよね。今日は、担当課長いらっしゃらないというところで、何か言っててもあれなんですけど。ぜひまたこういうときがあれば。
- ○藤井課長 そうですね。
- ○中田委員 はい、回答いただけるように御準備いただきたいと思います。

- ○藤井課長 分かりました。ありがとうございます。
- ○養父会長 ありがとうございます。

ほかに。よかったら先に進めさせていただいて、また時間があったら。じゃあ、案件 2 に進めさせていただきたいと思います。

第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画、いわゆる DV防止基本計画の令和3年度事業実施(進捗)状況報告(案)について、事務局から説 明してください。お願いします。

○安澤職員 それでは、案件2の第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(DV防止基本計画)に係る令和3年度事業実施(進捗)状況報告(案)について御説明申し上げます。

こちらもファイルの資料の中にございますDV防止計画に記載しております150の事業につきまして、前年度の進捗状況や今後の方向性等を取りまとめ御報告しております。 こちらの資料2を御覧ください。

まず、1ページから2ページに本計画の位置づけや計画期間、施策体系図を掲載しております。

3ページの数値目標は、計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見いだし、効果的に計画を推進するため設定し、取り組んでおります。この数値目標の策定時の数値につきましては、平成28年11月に実施しました堺市男女間における暴力に関する市民意識実際調査の結果を掲載しております。また、最新値については、令和2年7月に実施しました堺市男女共同参画に関する市民意識実際調査の結果を掲載しております。

4ページには、参考として堺市等におけるDV被害状況を掲載しております。表の一番上、堺市におけるDVに関する相談件数、表の中ほど大阪府警察で受理したDVに関する相談件数ともに増加傾向となっております。

続きまして、5ページからは、DV防止基本計画の令和3年度事業実施(進捗)状況の概要です。

こちら6ページは、再掲事業も含め157の事業の進捗状況について、各所管課が自己評価したものを集約し、円グラフにしております。全事業について見ますと、A、予定以上の取組を実施できたが4.5%、B、予定どおりの取組を実施できたが94.3%、C、予定どおりの取組の一部を実施できなかったが0%となりました。また、新型コロナウイ

ルスの影響で予定していた事業が実施できず評価できないものは1.3%ありました。

7ページから11ページは、5つの基本方針ごとに主な取組と事業に対する自己評価について集約したものを記載しております。

13ページ以降は進捗状況調書一覧となっており、23ページからは、事業ごとに前年度の状況を記載したシートを取りまとめたものになっております。

ここで、主な評価Aの取組について御紹介します。

まず、27ページを御覧ください。27ページの上から1番目と2番目のナンバー26、ナンバー27を御覧ください。こちら、ナンバー26の取組について、ちょっと取組の内容及び実績のところで、ちょっと中段のところで第1・第3火曜日、18時から20時、第1・第3金曜日、17時から20時と記載させていただいているんですけれども、正しくは第1・第2・第3金曜日で、第2が抜けておりましたので、そちらの修正をお願いします。こちらの取組につきまして、男女共同参画交流の広場にて実施している女性の悩みの相談、男性の悩みの相談について、令和3年度から女性の悩みの相談については毎月約4枠、男性の悩みの相談については毎月約3枠相談枠を拡大しました。その結果、令和3年度は女性の悩みの相談で年間約50件、男性の悩みの相談で年間約20件相談件数が増加しました。今後も悩みを抱える相談者の問題の解決と回復を支援するため、市関連施設での広場の施設案内リーフレットや窓口相談案内カードの配架、男女共同参画週間での相談事業実施等により、本事業についてさらに広く周知を行っていきます。

次に、29ページを御覧ください。29ページの上から2番目、ナンバー42を御覧ください。こちらでは、人権相談専用の人権相談ダイヤル等にて多様な性に関する相談を実施しました。令和3年度は多様な性に関する相談が21件あり、相談件数が10件増加しました。より多くの性的少数者の方への人権相談を実施することができました。また、市民・事業者等への研修、啓発等も行いました。今後も人権相談ダイヤルを市民等に周知するとともに、各種研修や相談マニュアルを活用し、支援力の向上を図ります。各事業とも、今後も予定以上または予定どおりの取組を実施し、暴力の加害者も被害者も生み出さない社会の形成のために、関係機関と連携を図り、被害者の自立支援の推進とDVの根絶を目指してまいります。

以上で、案件2、堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (DV防止基本計画)に係る令和3年度事業実施(進捗)状況報告(案)の説明は以上で ございます。 ○養父会長 ありがとうございました。

それでは、今の御報告に対して、御質問、御意見等がありましたらお出しください。

- ○加藤委員 加藤です。自分が関わっているからあれなんですけど、男女共同参画交流の広場の評価の理由のところ、27ページです。評価の理由のところに、相談件数の多いDV等の暴力に関する相談者を対象にした講座を開催し、被害からの回復に寄与していると。実施しているのは講座じゃなくてグループですね。自助グループ、サポートグループというか。ですので、講座とはちょっと違う。正しい言葉で言ったらサポートグループでしょうかね。
- ○山本課長補佐 失礼いたしました。修正させていただきます。
- ○養父会長 加藤委員、それでいいですか。
- ○加藤委員 もう一つ、続けて言いましょうか。 D V 被害状況、 4 ページですけど、これ 場市で出た保護命令って、これは大阪ですよね、大阪府の女性相談センター。 堺の案件での保護命令の件数というのは分からない、出てない。これは堺市のですか。

直近値というのは令和3年度ですよね。暴力は増えているけども、保護命令が減っているというのは、やっぱり精神的暴力が多いからか、あるいは、あんまり暴力がひどくなる前に対応できてるからか。100件ぐらい違ってる。28年度からだから、5年ぐらいあるからあれですけど。保護件数が減った理由というのは何か分かるんでしょうかね。

- ○辻内職員 減っている理由というところで、何かこう具体的なものを聞き取った訳ではないんですけど、やっぱりコロナの影響で在宅勤務が増えたりして、加害者の方と一緒に過ごす時間長くなって、申立てに行きにくくなっているっていうところはひとつ理由として大きくあるのかなっていうところは、現場の各相談員さんの声を聞いておりまして、そういうところの影響があるのかなとは推測しています。
- ○加藤委員 ありがとうございます。じゃあ逃げにくくなったっていう感じですかね。 それはちょっと大変な話だな。以上です。
- ○加藤委員 ありがとうございます。じゃあ逃げにくくなったっていう感じですかね。 それはちょっと大変な話だな。以上です。
- ○養父会長 ありがとうございます。ほかに何か、御意見とかでもいいかと思いますが。 中田委員。
- ○中田委員 14ページのところの16、17なんですけれども、16は主に保育従事 者へのことを書いてて、17はこれ子どものことを書いてるんですよね、主語は子どもで

すよね。読み方間違ってから教えてやってほしいんですけど。これどっちも必要ではないかと思うんですよ。保育所に行ってる年齢で、年長さんだったら幼稚園児と変わらないし、だったら、保育園の子どもも幼児期からの男女平等意識の形成っていうのはやっぱり大事なことなので、やっぱりこれ入れる必要が逆に16にはあって、逆に17には、幼稚園教諭への認識の人権研修が必要であるっていうことも文言として入れるべきではないかなと思ったんですが、どうでしょうか。

- ○藤井課長 分かりました。また担当課ともそれは相談させていただきます。
- ○中田委員 また、もしよろしければ、今日お答えいただけなかった分は共有したいので、次回、いつこの審議会が開催されるかはちょっと存じ上げませんけど、そのときに簡単なペーパーでも結構ですので出していただけたらありがたいかなと。
- ○藤井課長 修正した分をですか。
- ○中田委員 修正とかじゃなく、質問に対する答えですね。
- ○藤井課長 議事録。
- ○中田委員 議事録はそのままなので、回答を。
- ○藤井課長 分かりました。
- ○養父会長 議事録を作りはったときに、送ってくれはりますよね、いつもね。そのと きになんか、入れといていただけたらいいかなと思います。
- ○藤井課長 分かりました。
- ○養父会長お願いします。ほかに御質問とか御意見。どうぞ。
- ○池辺委員 何ページだったかな、14ページの21番と、26ページの21番に同じこと書いてるんですけど、PTAの保護者を対象に子どものDVとかデートDVの講座をコロナで開始できなかったとは書いてるんですけど、子どもに対してのデートDVの講座って中学校で実施されているのは知ってるんですけど、親に対して、今、子どもは高校生や大学生になってますけど、された記憶がほとんど、ほぼほぼ私自身はないんですけど、啓発のパンフレットは子どもが持って帰ってきてるのはたまにもらったりはして見ますけど、基本子ども向けかなと思って見てるぐらいで、親に対してあんまりされた記憶がないんですけど、どこでしてるのかなというのと、中学校でこういうデートDVの授業をしているのは知ってるんですけど、高校とかになったら全然してないんですけど、やっぱり高校生にも必要じゃないのかなと思ったりするんですけど、そこは中学生だけを対象にしてるんですか。それとも高校生もやってるけど、私が知らないだけなんでしょうか。

○太田部理事 学校教育部です。お尋ねのこととぴったり当てはまるかどうか分からないですけれども、多分見られた冊子、これじゃないかなと思うんです。中学3年生、それから堺市が所管しております高校で、高校3年生にはこれを全員に配布しているんです。今年度、新しいページを付け加えまして、それは何かっていうとSNSとデートDVと。この冊子にもかなり多くの情報が入っているんですけれども、特に、今、子どもたちにとって非常に身近になったSNS、それから、先ほど保護者さんの話が出たんですけど、保護者さんもなかなかこのデートDVというのがそんな早く始まるのかということをすごく疑問に思われてるところもあるんですね。

実は教育委員会では、このデートDVの防止研修というのをさせていただいているんで すけれども、そのときに講習、実は中学校とか小学校とか高校とか、そういうところの先 生ばっかりで昔やってた時期があるんですけれども、現在は幼稚園からも参加をいただい ています。ただし、これもすみません、堺市立の幼稚園だけなんです。堺市立幼稚園、そ れから市立小学校・中学校、市立の高等学校、支援学校ですね、これも市立だけに、この 辺は縦割り行政言われたらそのとおりなんですけれども、その辺の先生方に集まっていた だいて、毎年させていただいていることが一つ。それから、子どもたちには人権教育学習 の中でそういうのを取り上げさせてもらってて、本市ではジェンダー平等教育っていうこ とで、こういう問題も扱わせていただいてまして、指導案を先生方がイントラネットの中 から取り出してみたり、これの開設動画もちょっと作成して見ていただいて、やっていっ ているところというところです。それから、保護者の皆さんには毎年お配りしているので、 多分見られたことがひょっとしたらある方もいらっしゃるかも分かりませんが、こういう 子どもの様子がおかしいなと思ったらということで、デートDVや性暴力から身を守るた めにと、保護者さんに宛てたこれはプリントです。これは性的虐待のケースこんなんあり ます、デートDVのケース、性暴力のケース、こんなときにどんなふうに保護者さんが対 応したらいいか、あるいは、相談機関下に、例えば子ども相談所もそうですが、それ以外 の府警本部のウーマンラインでありますとか、それからSACHIKOさんですね、性暴 力救命センター、あるいは、ウィメンズセンター大阪サチッコ、こちらとか、それから堺 市の総合医療センターには性暴力被害者の医療受診専用のホットラインいうラインがあり まして、こちらなんか24時間対応になってますけれども、そちらの番号も御案内します。 裏面にはそういう性暴力にあった場合っていうようなことで、親として、あるいは保護者 として、周りにいる大人として、どんなことに気をつけたらいいかというのを、これは李

先生、長崎県立大学の性暴力の専門の先生の書いた文章でありますとか、そういうものをつけさせていただいている。それから、PTAの方は男女共同参画推進課と一緒にやらせていただいている、毎年ではないんですけど、各年、3年に1回ぐらいの割合で回ってくるかなと思うんですけど、人権課題の中でデートDVとか、あるいは性にまつわること、性自認、性思考にまつわるようなことをテーマにした研修を、PTA対象ということでさせていただいているというところです。また、学校園にも、戸別に相談があった場合には指導主事行かせてもらって、御相談に乗らせていただいたり、時には講師さん、専門の講師さん、特に今増えてますのが性的に自分の性に違和感があるとか、そういったお子さんがちょっと出てきています。それが我々に分かるようになってきたということが、すごい成果だと思ってます。今まで言えなかったことが、学校の先生には相談できるようになってきた。そうすると学校はどうしたらええんやろというようなことで慌ててしまうことがないように、専門家へつないだり、当事者の方に来ていただいてお話をしていただいたりというようなことをやってるというようなとこです。今のはできてるほうの話ですけれども、それぞれのケースでやっぱり足らざるはいっぱいありまして、そのことについてはまた今後やっていきたいなと思っているとこです。以上です。

○養父会長 ありがとうございます。ほかに何か。

○大島委員 今の27ページのところで、悩みの相談の時間帯のことなんで、これはきっとこれで決まっていることで、実績の報告なのでいいんですけど、例えばこの午前中はいいんですけど、夕方の時間とかは、子供さん持ってるお母さんたちは一番忙しい時間で、ゆっくり相談している暇はないなと思って、全て、例えば何か相談するのが電話でっていうことになってて、その次のページのDVの相談とかもですね、24時間対応も。これはLINEでの相談とかっていうのは、今はまだやってないんですか。それがちょっと探せなくて、分からなくて。というのは、例えばこれを誰かに相談したいとか、そのきっと当該の年代の方たちでいくと、もしかしたら電話をかけるっていうことがすごく一歩踏み込む重たい作業で、私は職場で20代とか30代の人いますけど、電話ようかけん人が本当にたくさんいます。だから、一歩電話をかけるっていうアクションがしにくいっていう人は、今何をやってるかといったら、もう全て何かで検索して、QRコード読んだらLINEが出てくる。そこに気軽に相談して、どこかとつなげてあげるっていう、それがすごく必要だし、もう年代的にそういう方が増えてるなっていうのはすごく実感するので、その

辺りがちょっと見つけられなくて申し訳ないんですけど、例えばそういう相談窓口として 電話ではなくてSNSを使ったっていうことは実施されてるのでしょうか。

○藤井課長 今、お示しの26番、27番というのは、男女共同参画交流の広場という ところでやってる心理カウンセリングなんですけども、こちらは対面か電話しかやってお りません。

○中原課長 堺市における区の女性相談とか配暴センターもLINE相談は今のところ 実施してないんですけれども、内閣府、で一括してLINE相談というのをやってますの で、一般的な質問でしたら相談できますけれど、個別具体的な内容に入ってきたら各自治 体につないでいただいているというような状況になっております。

○大島委員 そういうことですね。だから、内閣府でそういう制度があるっていうことは、できれば私たち堺市でもそこまで落とし込んでもう少し対応ができたら、相談件数というか、電話よりは絶対、絶対と言ったら駄目ですね、かなり増えるのは明らかじゃないかなと思うので、その辺りもまたちょっと今後の課題として御検討いただければ非常にありがたいなと思います。以上です。

○養父会長 ありがとうございます。

確かに若い子はほんまにLINEみたいで、ほんまに電話を使わないところがあるし、 それとあとやっぱりさっき出てた、コロナで旦那が在宅してるから相談しにくいとかいう ようなこととかだったら、LINEとかだったら割と隙間時間とかで送ったりとかもでき ると思うので、もし可能であればそういう取組も進めていただけたらいいのかなと思いま す。

ほかに何か御意見とか。どうぞ。

○内藤委員 28ページ、高齢者の38番ですが、LINEなどを使ってより広く相談しやすいようにするほうがいいのではないかという話でした。高齢者虐待の場合だと、通報件数が432件あるので、虐待されている御本人が直接電話相談されてこられたというよりも、周りの人が相談をされてきたという数字だと思うのですね。横のところをみると、虐待を受けている8割が女性、虐待者の場合も圧倒的に男性が多いとあります。性暴力に関して女性が被害を受けやすいこと、介護を受けている高齢者が受けやすいことなど、なかなか表に出てきにくいことが現れてきているのかなと思います。この辺りの自分から声をあげにくい人たちに対して、今後どういう形でこの問題をクローズアップしていくのか、行政の側で認識していくのかというあたりが結構重要になってくるのではないかと思いま

した。一意見ということになります。

○養父会長 ありがとうございます。今の御意見に対して、事務局は何かありますか、 コメントみたいなやつ。特になければ。

○藤井課長 なかなか表には見えにくい問題だと思うんですけども、もちろんこの件に関して、DVも含めてなんですけど、もちろん我々堺市としても十分対応は、今後も十分対応はしていく問題だとは思っております。

○養父会長 そしたら。

○大東委員 27ページの、先ほど御説明いただいた26、27の女性・男性の悩み相談に関連してなんですけれども、今後の方向性として、広場の施設案内のリーフレットなどで周知するってことで書かれているんですけども、先ほどの資料1の事業の進捗状況にも関連するんですけど、29ページのところ、基本課題の4の地域における男女共同参画の推進というので、男女共同参画交流広場の認知度が下がってるんですよね。周知に努めるってされてるんですけど、これ目標は50%になってるんですけど、1桁台ってところになっているってところでいうと、もう少しちょっとリーフレットだけじゃないような形の何か認知度を高めるための方策っていうのが必要なんじゃないかな。要するに、悩んでても知られてなければ、そこにアクセスすることができないって状況はあるかなと思いますが、その点については現在どのようになってますでしょうか。

○藤井課長 この交流の広場につきましては、こういう心理カウンセラー以外にもグループさんの活動拠点にもなってましてね、実は、心理カウンセリングについてはもうほぼ枠がいっぱいなんです。御相談に関しては十分答えられてはおるんですけども、グループさんとか、あと各市民の方がいろいろ啓発とか求めて訪れるところがちょっと徐々に減ってきている、なおかつ今コロナ禍で減ってきているという部分がありますので、もちろんパンフレットだけじゃなくて、広報であるとかホームページとかを使って、もっともっとたくさんの方に来ていただけたらなとは思っております。

○大東委員 コロナで利用者さんが減っているというのは、81ページのところで書かれている部分ですね。これは分かるんですけども、それと認知度とはまた別なものだというふうに思うんですよ。だから、広く知られているっていうふうな状況をつくり出すためにどういうふうにしたらいいのかっていうことと、もう一つは、先ほどちょっと相談の件数がたくさんあって枠がいっぱいだってことお話されたんですけど、枠がいっぱいであれば、来年度もっと相談件数があるので予算要求をするってことは可能だって思うんですよ

ね。その点からしても、やっぱりもっと知られるようになって、もっと相談件数の増加っていうものが増えるような形が望ましいんじゃないかなって思います。以上です。

○藤井課長 昨年度枠を増やしたんで、これはちょっとしばらくこの状況のままでいくんですけども、相談をしたいっていう方には当然こういう相談したいっていうことで、例えばホームページを調べたりとかいろいろして、相談場所に行き着くんですけども、なかなかそれ以外の方に認知されるのは非常に正直難しいところあるんですね。我々もいろいろ模索をしながら、SNSを使ったほうがいいのか、広報「さかい」でもっとアピールしたほうがいいのか、ホームページを使うべきなのかっていうところも、ちょっといろいろ模索をしながら様々な手段を使ってもっともっと認知度は上げていきたい、なおかつ利用者さんも増やしていきたいというふうには常々思っているところです。認知度を上げる手法としてはもっともっと今後も検証していく必要はあるのかなとは考えております。

○大束委員 重ねてになりますけども、例えば、この報告書で、82ページのところで、これ性的な行為のところです。性暴力の犯罪のところで、あなたはそのことを誰かに相談しましたかっていうこと、誰にも相談しなかったって件数がやっぱり多いわけなんですよね。だから、そういう人たちに対して、いや、ここでやってますよ、ここに相談してくださいねっていうようなのを、やっぱり様々な形で周知していく、それの一つとしてやっぱり交流広場っていうところが心の支えなんだとかって思ってもらえるような取組っていうふうなのがやっぱり必要じゃないかなって思うんですよね。だから、ちょっとそれにしてはあまりにもこの認知度が低いっていう状況がありますので、これはやっぱり率先して何とかされたほうがいいんじゃないかって思ったっていうところです。

○藤井課長 はい、分かりました。いろんなことを考えながら、いろんな手法を見つけ ながら考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○養父会長 ありがとうございます。ほかに何か。

これだけDVに対する取組がされてても、それでもなかなか減らないというか、相談数はむしろ増えたり、相談機関が増えたり、機会が増えたから相談件数も増えてるっていう面はもちろんあると思いますけれども、これだけ残ってるっていう、なかなかなくならないっていうことはどうしたらいいのか、もっと子どもの頃とか、それこそデートDVとかそういったことも含めて、それから身体的暴力、あるいは性的な侵害、明らかなDVとかっていうもの以外にも心理的なDVとか、いわゆるモラハラっていうものについては結構認識の違いが、言われた側はそれをすごくDVだと感じているけれども、モラハラなんか

を言ってる側はDVだという認識は全くなかったりして、それが私は弁護士なんで、離婚相談のときは大体DVって言ってきはって、そのDVの中でも、さすがに殴る蹴るは減ってきてるというか、殴る蹴るやってる人はさすがにDVを自分はやってて、だから離婚って言われてもしゃあないっていう認識があっても、モラハラっぽいところ、誰に食わしてもらっていると思ってんのやみたいなこととかも含めて、あるいは、デートDVなんかだったら束縛ですね。SNSやLINEをすぐ返せやとか、何で返されへんかったんやみたいな、束縛的なやつとか、そういう心理的なDVとかっていうことに対する認識とかっていうのはまだまだギャップが大きくて、被害者側と加害者側とかのギャップが大きかったりするので、そういった、そういう心理的なDVも結局は相手に対する支配っていうのかな、DVの根本は相手に対する支配だと思うので、それをなくしていくっていうことでいえば、まだまだ取組は必要かなと思うし、特に子どもさんの間から性に関する認識だとか、そういうほんまの意味での人権意識っていうところをちゃんと養われるような取組をぜひやっていっていただきたいなと思います。

ほかに何かいいですか。

これらの件については、幾つか語句の修正というかも含めて出てきてると思いますし、 あと、質問で事務局からの回答というか、御説明が後から補足とかというところもありま したら、先ほどの中田委員からの御質問に対する回答とかも含めて、また後ほど委員みん なにお送りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から今後の流れについてということですが。今後の流れについて御説 明いただけますか。

○三田主幹 御審議ありがとうございました。

4期プラン及びDV防止基本計画の報告書につきましては、本日いただきました意見等を基に修正させていただきまして、修正後の報告書を会長に御確認いただいて、会長の御承認いただきましたのち、市民の皆様に公表させていただくこととなります。

また、いただきました質問につきましても、担当課に回答を求めまして、可能でしたら 議事録と一緒に御送付させていただくような形で進めてまいりたいと思います。

- ○養父会長 それでは、次第5、報告事項について、条例に基づく苦情・相談処理制度 の年次報告について、事務局から御説明お願いします。
- ○安澤職員 それでは、報告事項(1)条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告 (令和3年度)について御説明いたします。

まず、資料3を御覧ください。資料3と併せてお配りいたします、こちらのリーフレットも御覧ください。令和3年度における申入れの処理状況は、前年度からの繰越、受付件数、処理終了件数、次年度への繰越は、苦情・相談ともにゼロ件でした。今年度6月に開催しました第1回男女平等相談委員会議において、委員の皆様から前年度の所見に基づき啓発リーフレットの表紙デザイン、文言を見直し、制度の内容がイメージしやすいよう改善を図ることができた。次回改訂時には、どのような内容の申出ができるかについて目立たせる工夫を図られたい。あわせて、堺市ホームページでの本制度の紹介内容の充実を図られたい。さらに、本制度を市民に広く周知し、相談機関として知っていただけるよう、配架場所やPR機会を拡充されたいとの御意見を頂戴しました。

御意見を受けまして、啓発リーフレットを増刷する際に、制度のどのような内容の申出ができるかについて目立たせるデザインの検討をします。また、堺市ホームページにおける本制度の紹介内容についても、デザイン等の検討を行い、この制度を市民に広く周知していただきたいと考えております。さらに、リーフレットの配架場所の検討を行い、研修会、会議等で周知するなど、継続して本制度の周知を図っていきます。

報告事項(1)について、以上でございます。

○養父会長 ありがとうございます。

この件について、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。なかなかゼロが続いているというか。

- ○大島委員 これは、今まではどこに置いていただいていたんですか。知らなくてごめんなさい。
- ○山本課長補佐 市役所の関係施設ですね。
- ○大島委員 どこですか。
- ○山本課長補佐 市役所ですと、市政情報センターですとか、各区役所の市政情報コーナー、あとは区役所に市民相談の窓口があり、弁護士が市民相談を行っているところなんですけど、そちらに配架させていただいたり、消費生活センター、平和と人権資料館、人権ふれあいセンターなど。あとは、労働基準監督署さんとかハローワークさんとか、堺市の男女共同参画交流広場なんかでも配架させていただいております。
- ○大島委員 ありがとうございます。
- ○養父会長 結構広報には努力していただいているんですけど、なかなか相談件数が上がらないというか、ずっとゼロが続いてるっていう状況がもう何年も続いてますよね。

○藤井課長 直近でいうと、3年か、4年か前に1件あったんですけども、そこからまたゼロが続いてる状況ですが、全国的にも少ない状況というのが続いていまして、一つは、相談する場所が増えてきているというところもあったりとかもするんでしょうけども、とはいえ、こういった制度があるんで、我々としてもぜひ使っていただきたいというところで、今言ったような場所で置いたりとか、あと我々いろんな啓発のイベントとかでも必ずこのパンフレットを置くようにしていますし、いろんなところでも啓発をして、ぜひこの制度を使っていただきたいなとは思っております。

○大島委員 今の置いていただいている場所のお話を聞くと、相談に行こうと思ってる人が能動的に動いて行く場所が多かったような気がするので、例えば男女間での格差とかが、これはとか思ったときに相談する、例えばそういう状況が起こり得る場所はどこかなって考えたんですけど、例えば職場であったりとか、職場が一番すぐ思い浮かぶんですけど。でも、何かちょっと意見というか、疑問点なので。せっかくこういうことをやっていただいてて、リーフレットまであるのに生かされてないというのがもったいないなと思って、それを何かの形で改善していかないと、この数はきっと変わっていかないのかなと思ったので、それで聞きました。

- ○中田委員 これ広報とかに、こういう感じで載せはったことありますか。広報であんまり見た記憶ないんですけどね。
- ○大島委員 だから、ここにいてはる委員さんの方も見たことないっていう方がほとん どってことは。
- ○中田委員 存在は知ってましたけど、こういうリーフレットの形で見たのは、今日初めてなような気がします。
- ○藤井課長 そうですか。
- ○中田委員 それと、あと大変恐縮なんですが、堺市男女平等委員で今検索したんです けど、そういう方々はどういう方々なんですかね。ここもちょっとよく分からなくて。
- ○藤井課長 弁護士の方、それから市のOBの方、3名で委員さんを。
- ○中田委員 それは市長さんがお願いをするというか。
- ○藤井課長 そうです。任命します。

主に市の苦情に対しては市のOBさんに対応していただいて、あとそれ以外の法的なところで動いていただかなきゃいけないときには弁護士さんに御相談させていただくような形になります。

- ○中田委員 男女平等週間か月間か何かありませんでしたっけ。11月か、12月あたりに。
- ○山本課長補佐 堺市は1月に、男女共同参画週間。
- ○中田委員 その辺りにこれもちょっと入れてみたらいいんじゃない、広報に。
- ○山本課長補佐 男女共同参画週間のときに併せて、広報のSNSというのあるんですけど、広報課のやつで、そちらでこういった制度がありますよというのを周知はさせていただいております。
- ○中田委員 SNSね。高齢の方は多分見ないものね。
- ○山本課長補佐 そうですね。
- ○養父会長 長いこと課題で、私もこの平等委員をやってたこともあるんですけど、も う何年前やろうとか思って、その頃からずっと同じこと言ってるなと思う。なかなか、ほ んまに苦情がないんやったらいいんですけども、あって、こういう制度を知らない人がい るんだったら、何とか届くようにできたらなと思います。また、この委員さん方もいろい ろ考えてくださってると思いますし、また広報を考えてもらって、よろしくお願いします。 ほかにありますか、何か今の点に関して。いいですか。

そしたら、ほかに御意見、御質問ないということで、そしたら、今日の審議はこれでいいですかね。

それでは、以上で第45回堺市男女平等推進審議会を閉会します。長時間どうもありが とうございました。お疲れさまでした。

一了一